

三条商工会議所 令和8年度 Web サイト活用支援補助金 交付要綱

目 的

三条商工会議所 会員事業者の販路開拓活動や人材採用が円滑に行えるよう、Web の活用および企業紹介動画の制作を支援し対外的な認知度や信頼度の向上につながることを目的とします。

内 容

1. 補助対象事業、補助率・補助上限額、補助対象となる事業者

<補助対象事業>

①	『自社 web サイト新設費用』または『自社 web サイトの改修費用』
②	『採用活動につながる企業 PR 動画作成費用』

※販路開拓活動や、人材採用につながることを目的とした内容に限る。

<補助率、補助上限額>

補助率	補助対象となる経費の 2/3
補助上限額	1 事業者あたり 10 万円

※HP 新設・改修と動画制作を併用して申請した場合においても補助上限額は変わりません。

<補助対象となる事業者>

①	三条商工会議所会員事業所で年会費の滞納が無い事業者
②	過去に一度も本事業で補助金を利用したことがない事業者

※上記①、②ともに条件を満たした場合が対象となります。

※申請段階で当所会員であること。なお、非会員事業所で新規入会を希望する事業所は会費を完納し、1年以上の継続入会を誓約する誓約書(様式活支-6)を提出すること。

2. 補助金交付申請受付期間

2026年5月18日(月)～6月30日(火) 17:30 締切(必着)

※ただし、申請は受付順とし、予算額に達した時点で募集を終了いたします。

3. 交付決定日

本補助金の申請結果については2026年7月17日（金）までに結果をメールで通知する。

4. 補助対象経費、補助事業期間

<補助対象経費>

- ①Web サイト新設、改修費用に係る企画、デザイン、構築のための素材購入等、本事業遂行のために必要となる経費。
- ②採用活動につながる企業 PR 動画制作費用に係る動画作成の企画、撮影費用、編集費用、外注費、機材借料等、本事業遂行のために必要となる経費。

<補助事業期間>

- ・ **2026年4月1日(水)から2026年12月15日(火)までに支出されたものが対象**です。

※上記期間内に制作、経費支払い、および Web 上での公開を完了していること。

<注意事項>

- ・ 自社既存 HP をスマートフォン対応させる場合、既存 HP の中の一部コンテンツを入替、増加させる場合は改修費用となります。
- ・ 採用活動につながる企業 PR 動画制作費用は、各企業の特定商品や特定ブランドを PR することを目的とした動画ではなく、企業そのものを紹介し、企業理解につながる内容とします。

※企業紹介の演出として、自社商品やブランドを紹介することは可能。

<対象外となるもの>

- ・ サーバーレンタル料やドメイン料、保守費用等 事業完了後も継続的に支払う費用。
- ・ 機材の購入やソフトウェアの購入(サブスクリプション契約含む)など、事業完了後も申請者の資産として残るもの。
- ・ 申請事業者自身が制作または撮影し、編集、掲載、公開まで行うもの。
- ・ Web サイトの定義は事業所独自のドメインを取得するものとし EC サイト、ランディングページ等の形式は問いませんが、Amazon や楽天、BASE 等の外部プラットフォームへの出店費用やそれに付帯するサイト構築費用、SNS アカウント、Google ビジネスプロフィールの設定費用は対象外となります。

5. 補助金交付申請に必要な書類

<必要書類>

- ①Web サイト活用支援補助金交付申請書…**様式 活支-1**
- ②WEB サイト活用支援事業交付申請内容兼同意書…**様式 活支別紙-1**
- ③対象経費がわかる見積書…**任意様式**

<提出方法>

上記の書類を三条商工会議所ホームページよりダウンロードし、メールまたは郵送、当所へお持ち込みによりご提出ください。※**6月30日(火) 17:30 締切**

6. 補助金の支払い

<必要書類>

- ①WEB サイト活用支援事業 精算払請求書 …**様式 活支-2**
- ②WEB サイト活用支援事業 振込先口座記入書 …**様式 活支-3**
- ③補助対象経費の請求書 …**任意様式**
- ④補助対象経費の支払いがわかる振込記録または領収書のコピー …**任意様式**

<補助金の振込時期>

2027年1月20日(水)(予定)

7. 補助金交付決定後の事業の遅延・変更・中止について

- ・本事業の交付決定を受けた事業で、事業が遅延し、2026年12月15日(火)までに制作、経費支払い、および Web 上での公開を完了できない場合、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。…**様式活支-4**
※ただし、精算払請求書類の提出期限は、2027年2月19日(金)までとします。
- ・本事業の交付決定を受けた事業で補助金交付申請額、目的、制作物の概要、公開する場所などの変更、事業が中止となる場合は、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。…**様式活支-5**
※変更によって補助対象経費が減額になる場合は補助金を減額して交付する。

補助対象経費が増額になる場合でも増額はしない。

8. 注意事項

- ①書類の不備や HP の新設、改修、動画掲載の事実確認ができない場合には不備が解消されるまで、補助金の振込は行いません。
- ②本補助金の要綱に反した場合ならびに不正（金額の改ざん等）が発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。
- ③補助対象事業を実行するにあたり、他の補助金との併用は認められません。
- ④本事業で作成した HP 及び動画を公開した結果、生じた問題等に関して三条商工会議所は責任を負わないこととし、申請事業者の責任において解決するものとします。
- ⑤領収書は、収入印紙の貼付や発行元の押印などにより確実に支出したことがわかる形であることをご確認ください。
- ⑥銀行振込の場合は請求書に記載された銀行口座と申請者が振り込んだ振込先口座が一致していることがわかる書類をご用意ください。
- ⑦本補助金の交付決定以前に HP の新設、改修、動画の制作を行った場合は、制作にあたっての内容がわかる資料の提出を求めます。
- ⑧本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は速やかに三条商工会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとします。
- ⑨反社会的勢力及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する事業者は申請できません。
- ⑩申請書類の受領状況の確認を希望される場合は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ・提出先】

三条商工会議所 企業支援課 齋藤・蒲澤・山本

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

e-mail : hanro@sanjo-cci.or.jp